

4 都市計画ビジョン・マスタープラン

(1) 長野県都市計画ビジョン

●県土全体を見据えた都市づくりへ

「長野県都市計画ビジョン」は、県土全体を見据えながら都市からみた農村、山村との関わりや土地利用のあり方を示して、都市と地域資産である美しい田園、森林が密接に関わりあいを持ちながら共生し、人の活動と自然の関わりに主眼を置いた循環型社会の形成を目指しています。このビジョンは、県土10圏域ごとに定めた「圏域マスタープラン」と、全ての都市計画区域ごとに定めた「都市計画区域マスタープラン」の方針となっています。(平成30年度改定)

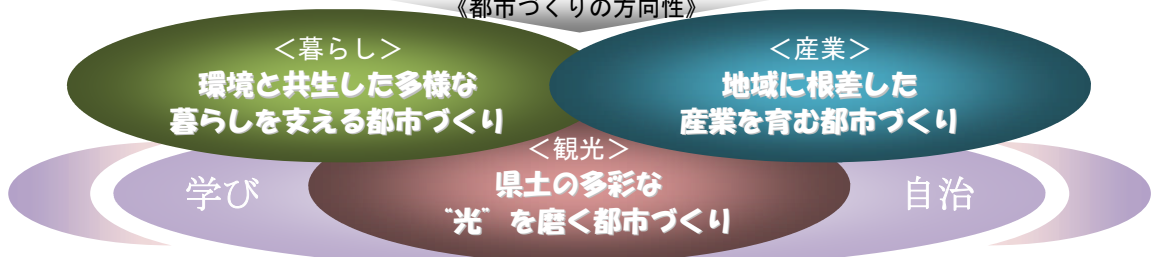
●基本理念

《基本理念》

自分の住む環境を慈しみ、誇りを持ち続けられる地域づくり

～ 縁が結う「まち」・「里」・「山」～

《都市づくりの方向性》



《信州の多彩な魅力を育む都市構造の基本概念※1》

信州版コンパクト・フラス・ネットワーク

それぞれに魅力ある「まち」、「里」、「山」、多彩で個性豊かな地域と地域がつながる連携・共生型の都市構造
 ※1「基本概念」とは、県土全体、生活圏、市町村など様々なスケールで、都市づくりの長期的なビジョンや将来像を描く際に、まちのかたちの骨格形成の基本に据えておくべき考え方です。

《信州らしい都市づくりを推進する施策概念※2》

信州版グリーンインフラストラクチャー

「山」から「まち」まで、自然環境の機能を最大限に活用した土地利用、都市施設整備、人間活動の展開
 ※2「施策概念」とは、都市づくりの長期的なビジョンや将来像を具体化するための施策展開にあたり、その施策の妥当性を検証する際に基本的に配慮すべき考え方です。

都市づくりの目標・方針・推進方策に反映

●都市づくりの目標

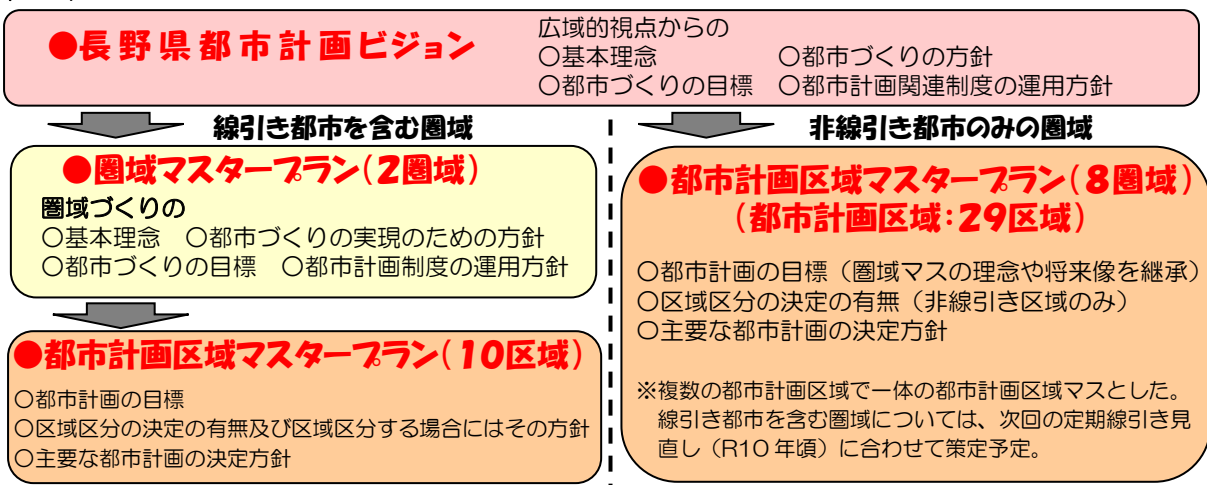
- ◆本県は、指定公園や国定公園の指定地区を中心とした「山」のゾーン、農業を主とする「里」のゾーン、主要な交通軸上に連続して集積する「まち」のゾーンに区分され、これが骨格となっています。
- ◆生活圏は、商圈・通勤圏から概ね「10の圏域」に区分されています。
- ◆3つの大きな骨格を維持・継承し、10の生活圏それぞれにおいて観光地・田園・林間居住地とが共生し、圏域が2つの軸（交通・河川）による多彩な連携で自立的な都市づくりを目指します。

3つのゾーンの明確化と共生

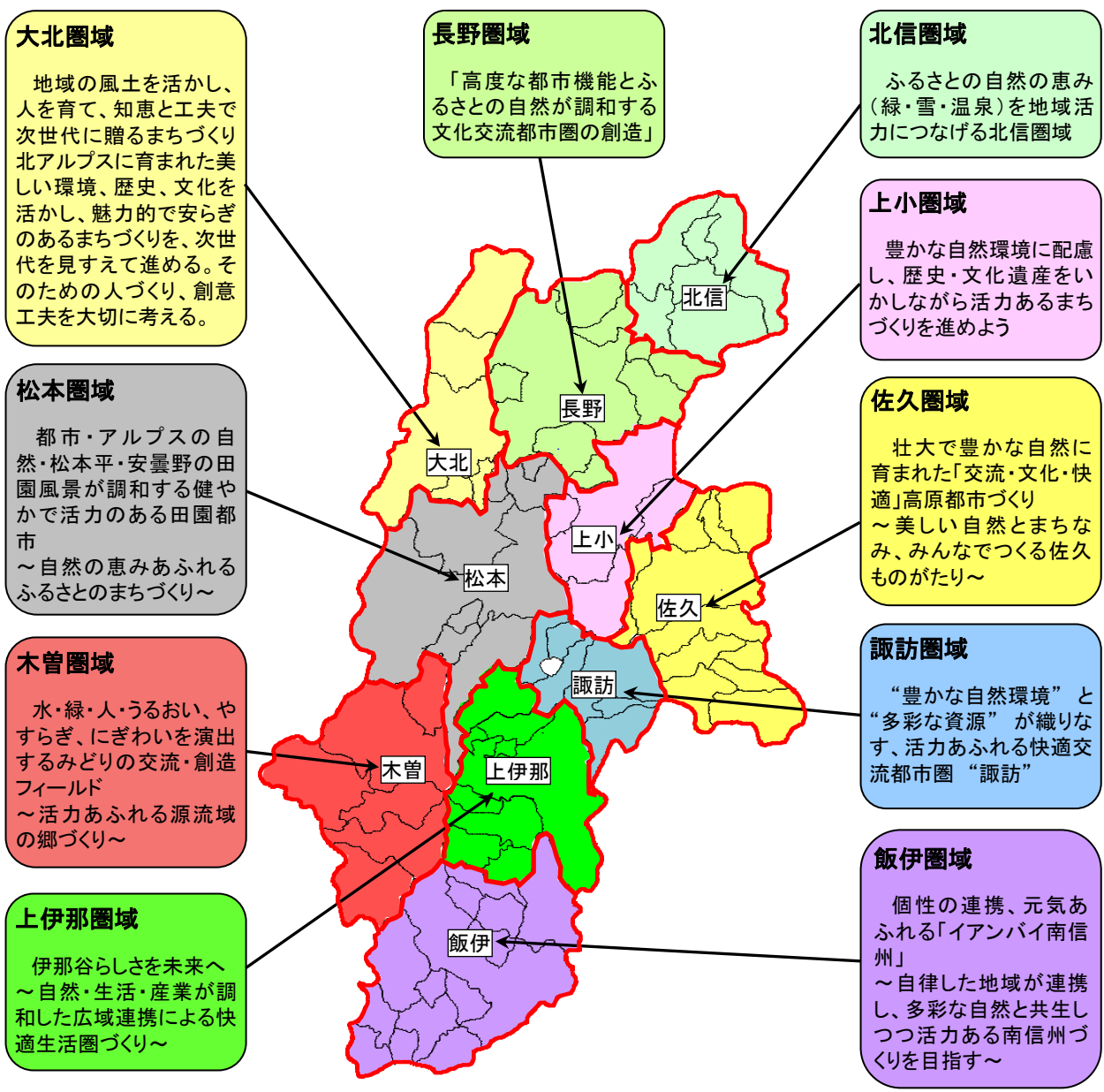


(2) マスタープラン

●体系



●10圏域のキャッチフレーズ



(3) 都市計画区域マスタープラン

都市計画区域の整備・開発及び保全の方針

都市計画マスタープランは、都市の発展の動向や、都市計画区域における人口や産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的として県が定めます。(都市計画法第6条の2により、都道府県が定める)

★ 都市計画区域マスタープランの内容

- 都市計画の目標
- 区域区分（線引き）の決定の有無及び区域区分する場合はその方針
- 土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) 市町村マスタープラン

住民の最も近い立場にある市町村が、創意工夫のもとに住民の意見を反映し、具体的なまちづくりの将来ビジョンの確立と市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等を総合的に定めることのできる、都市計画のマスタープランです。(都市計画法第18条の2により、市町村が定める)

「市町村マスタープラン」策定状況・・・ 19市14町6村

長野市・松本市・上田市・岡谷市・飯田市・諏訪市・須坂市・小諸市・伊那市・駒ヶ根市
 中野市・大田市・飯山市・茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市・東御市・安曇野市・軽井沢町
 御代田町・下諏訪町・富士見町・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村・松川町・木曾町・池田町・松川村・白馬村・小布施町・山ノ内町・信濃町・野沢温泉村・飯綱町

(5) 緑の基本計画

緑の基本計画は、都市公園の整備、緑地保全地区の決定等、都市計画制度に基づく施策と、道路、河川、学校等公共施設の緑化、緑地協定、住民参加による緑化活動等、都市計画制度によらない施策や取り組みを体系的に位置付けた、緑のオープンスペースに関する総合的な計画です。

計画策定にあたっては、地域の実情を十分に勘案するとともに、施設の管理者や住民等の協力を得つつ、官民一体となって、緑地の保全及び緑化の施策や取り組みを展開することが重要であることから、住民に最も身近な市町村が計画を策定します。

「緑の基本計画」策定状況・・・ 15市3町2村

長野市・松本市・上田市・岡谷市・飯田市・諏訪市・須坂市・駒ヶ根市・中野市
 茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市・東御市・安曇野市・軽井沢町・下諏訪町・富士見町
 南箕輪村・松川村



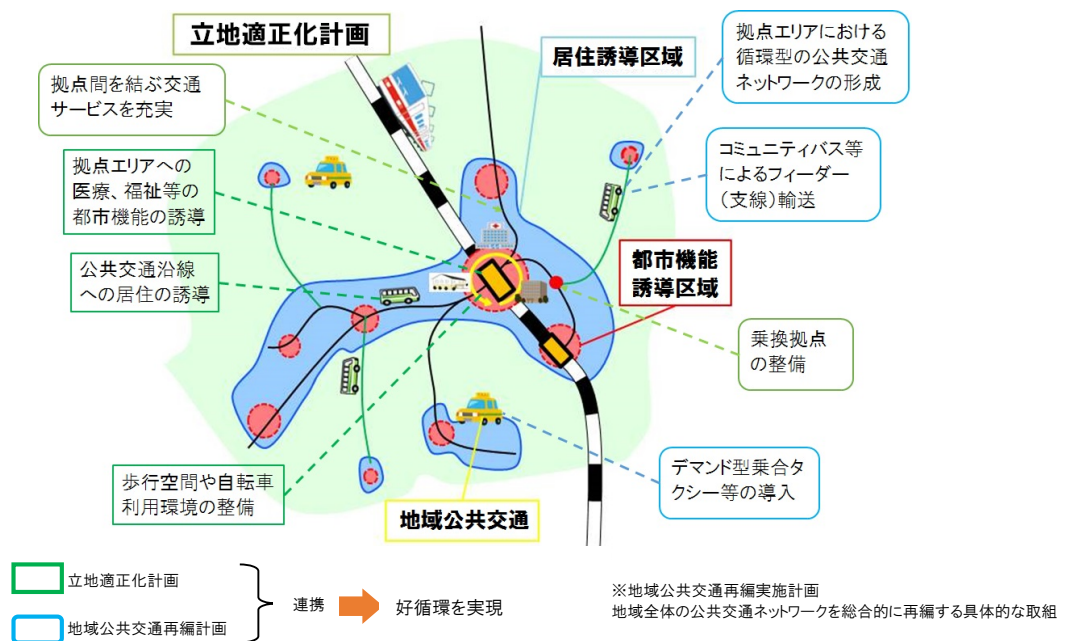
(6) 立地適正化計画

現在、多くの地方都市では、モータリゼーションの進展により、公共交通沿線にあった市街地は拡散し、人口減少や高齢化により、都市の低密度化が進んでいます。このことにより、昨今の厳しい財政状況下では、拡散した市街地住民の生活を支える行政サービスの提供が困難になることが考えられます。

こうした中、住居や医療・福祉・商業・公共交通等の都市機能を誘導、集約し、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりに取り組む必要があります。

◆ 立地適正化計画

立地適正化計画とは、都市再生特別措置法に基づき、居住を誘導する区域（居住誘導区域）や都市機能を誘導する区域（都市機能誘導区域）を定め、それらを公共交通ネットワークで結ぶ土地利用計画であり、市町村マスタープランの高度化版として位置づけられています。コンパクトなまちづくりと公共交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを目指します。（都市再生特別措置法第81条により、市町村が定めます）



◆ 立地適正化計画の区域

■ 居住誘導区域

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

■ 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

(7) 都市計画制度活用指針

●望ましい土地利用の実現に向けて

「長野県都市計画制度活用指針」は、県民誰もが安心して快適に暮らしていくために、無秩序な都市の拡散を抑制し、都市機能をコンパクトに集約させた都市構造の実現を目指し、また、本県特有の自然環境、田園環境を保全し、優れた景観や歴史的な資産を守っていくために長野県や県内市町村が都市計画制度をどう活用していくべきかの方針を示したものです。

都市計画制度活用の方向性

都市計画区域の指定

自然地域及び農村地域も含めた都市計画区域の指定により、自然風景や田園・林間居住地を良質な状態に「保全」し、都市と自然・農山村が共生する都市づくりを目指す

区域指定の観点

- ① 一体的なまちづくり
- ② 郊外開発の抑制
- ③ 地域景観・文化の保全
- ④ 開発が予想される地域における予防

都市計画区域の再編

現実の市街地の広がりや住民の生活圏域を考慮し、都市計画制度活用における整合性・一体性を確保する

区域再編の観点

- ① 一体的なまちづくり
- ② 実質的な一体の都市としての制度活用
- ③ 広域的行政の取り組み
- ④ 著しい差異のない土地利用土地利用コントロール

線引き制度の活用

- ① 線引き制度が導入されている都市計画区域においては引き続き継続する
- ② 線引き制度が導入されていない都市計画区域や線引き都市計画区域周辺の都市計画区域外の区域においては、線引き制度導入を検討する

線引き制度の問題点

- ① 市街化調整区域の集落では、集落活力が低下
- ② 迅速な対応が困難
- ③ 市街化区域内と市街化調整区域内の農地の税制格差
- ④ 線引き都市計画区域の外側の規制の緩い地域で開発が誘発

都市計画区域の指定のみでは目指すべき土地利用の実現に向けては不十分

10圏域毎の区域とすることが望ましいが、急激な再編を進めることは現実的でない

市街化調整区域における規制・誘導を積極的かつ弾力的に行っていく必要がある

都市計画制度の導入・活用

- ① 線引き(区域区分)制度
- ② 市街化調整区域における開発許可制度の地域特性に応じた活用
- ③ 用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、地区計画、風致地区、景観地区

区域再編の目標

10圏域毎の区域の中で隣接している区域との再編をまず検討し、圏域内での都市計画区域の再編を進め、一圏域で2から3の都市計画区域としていくことを目標に検討を進める。

開発許可制度の地域特性に応じた活用

- ① 法第34条第11号に基づく区域指定
- ② 法第34条第12号に基づく例外許可の定型化
- ③ 市街化調整区域における地区計画